（ワクチン（シードロット製剤）の部）						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス嚢病・産卵低下症候群－1976混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	412,700	0		2	2	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
狂犬病組織培養不活化ワクチン（シード）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン（シード）	377,300	423,600	45		2	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（ワクチン（シードロット製剤）の部）						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリキウス嚢病・産卵低下症候群－1976混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	965,300	23,800			8	2
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
狂犬病組織培養不活化ワクチン（シード）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）			（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○農林水産省告示第千五百四十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年十月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの（6）から99までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。	動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの（6）から99までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。
(1)～(91)　（略）	(1)～(91)　（略）
(92)　ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン（シード）	(92)　ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合ワクチン（シード）
(93)～(95)　（略）	(93)～(95)　（略）
(96)　ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー）混合（アジュバント加）ワクチン（シード）	(96)　ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病混合ワクチン（シード）
(97)・(98)　（略）	(97)・(98)　（略）
(99)　猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症3価・猫汎白血球減少症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	(99)　猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
(100)～(147)　（略）	(100)～(147)　（略）